様式１

団体ＰＲシート

平成２９年１０月４日

<table>
<tr><td>ﾌﾘｶﾞﾅ
団体名</td><td colspan="4">ヒカリ　コダイジンノカイ
光☆古代人の会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">活動区分</td><td>主たる活動の番号</td><td>6</td><td>付随する活動の番号</td><td></td></tr>
<tr><td>要旨</td><td colspan="3">古代道具の復元製作や光市の古代史料の整理。
修復の展示等、活用の企画、実施支援を通して、市民が広く郷土とその自然を知り、愛着を持つ機会をつくっていく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所所在地</td><td colspan="3">光市丸山町23-7</td></tr>
<tr><td colspan="2">郵便番号</td><td colspan="3">743-0041</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="3">笹野　和憲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="3">0833-72-0317</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">会員数</td><td>12人</td><td>会費</td><td>無・㊒（2,000円／回・月・㊐）</td></tr>
<tr><td colspan="2">主な活動地域</td><td colspan="3">東部いこいの家、光市文化センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">団体の紹介
(活動の目的等)</td><td colspan="3">光市民と行政の協働による光市内出土の埋蔵文化財の保存活用の推進に向けたボランティア活動。
光市内出土の土器を通して古代光地域の文化を照らし出し、今の光市とのつながりを知り貢献していくこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">主な活動内容</td><td colspan="3">１　光市内遺跡（東之庄、溝呂井、宮ノ尾、市延）から出土した土師器・須恵器の石膏による欠損部分の復元修復。
２　教育員会の監修による光市文化センター収蔵史料、考古史料の整理、復元修復及び２階展示資料の整理の支援。
３　教育委員会主催の市内小学校での「出前授業」への支援。</td></tr>
<tr><td colspan="2">お知らせ等</td><td colspan="3">活動日は、毎月第２、４金曜日９時30分から12時まで。活動場所は主に「東部いこいの家」。
私たちと同じように考古学に関心のある方はいつでも見学、参加してください。新メンバーはいつでも募集中で、歓迎します。
新人研修及び更なる土器修復技術向上のため、メンバーが制作した模造土器を割っての修復実習をしたり、山口県埋蔵文化財センターにて、当該職員による技術指導及び助言を受けた実績を持つ。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｅ－Ｍａｉｌ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ＵＲＬ</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式２

団体ＰＲコメント

団体の概要 （150字以内）	平成21･22年度に光市教育員会が開催した古代土器復元講座（講座、実技講習、発掘現場体験学習）の受講生全員が、平成23年４月に結成した埋蔵文化財、保存活用に係る市民ボランティアグループであり、ボランティアとして、この活動は全国的に見ても稀有で貴重な存在である。また、平成26、27年度には光市市民公益活動促進事業に係る交付を受けた団体である。

『区分表』　　特定非営利活動促進法より

番号	活　動　内　容
１	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
２	社会教育の推進を図る活動
３	まちづくりの推進を図る活動
４	観光の振興を図る活動
５	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
６	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
７	環境の保全を図る活動
８	災害救援活動
９	地域安全活動
１０	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
１１	国際協力の活動
１２	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
１３	子どもの健全育成を図る活動
１４	情報化社会の発展を図る活動
１５	科学技術の振興を図る活動
１６	経済活動の活性化を図る活動
１７	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
１８	消費者の保護を図る活動
１９	連絡、助言又は援助の活動
２０	前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの